

Earnest Move

反社会的勢力の排除に関する対応方針

アーネストムーヴ(以下、当社といいます)は、社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団(半グレを含みます)、反市場勢力等の「反社会的勢力」との取引防止のため、各種取引において暴力団排除条項を導入しています。

これは、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに、取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合については、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行います。

当社と反社会的勢力の間は一切の関係を遮断することを宣言します。

アーネストグループ
アーネストムーヴ株式会社